

参考資料 8

共同管理実例集

- 1 . 旭川市 - 鷹栖町 (P.267 ~ P.268)
共同施設 (取水・導水・浄水・送水・配水施設) の運営管理および水処理について
【基本協定書 (S63.4)、協定書 (H18.4)、付属協定書 (H18.4) 】
- 2 . 中札内村 - 更別村 (P.269 ~ P.270)
共有して使用する施設 (取水・導送水・浄水施設) の管理について
【協議書 (S47.6) 】
- 3 . 新宮町 - 古河市 (P.271 ~ P.275)
新宮町立立花第二配水池施設建設および管理運営について
【基本協議書 (H12.3)、覚書 (H15.4)、確認書 (H15.4) 】
- 4 . 唐津市 (旧巖木町) - 多久市 (P.276 ~ P.286)
共同施設 (取水・導水・浄水施設) の建設について
【基本協定書 (S59.12)、工事实施委託協議書 (S59.12) 】
【基本協定書に基づく工事委託協定書 (S59.12) 】
共同浄水場等の管理について
【運営協議会規約、管理協定書 (S62.2) 】
- 5 . 千葉県 - 北千葉広域水道企業団 (P.287 ~ P.299)
共有施設 (東葛給水場、送配水管、北船橋給水場) の建設および維持管理について
【基本協定書 (S48.4)、変更基本協定書 (S49.11、H14.4) 】
【維持管理に関する協定書 (S56.6)、維持管理に関する細目協定書 (S58.5) 】
【維持管理に関する協定書の一部を変更する協定書 (S58.3、S58.5) 】
【業務委託契約書 (H17.4) 】
- 6 . 印旛郡市広域市町村圏事務組合 - 千葉県 (P.300 ~ P.315)
千葉県の水道施設 (北総・柏井浄水場系施設) の使用および業務委託について
【協定書 (H17.3)、確認書 (H17.3)、行政財産使用許可書 (H18.4) 】
【業務委託契約書 (H18.4) 】

協 定 書

旭川市水道事業管理者 山本博 (以下「甲」という。)と、鷹栖町長 佐藤柳雄 (以下「乙」という。)は、昭和63年4月1日付け締結の基本協定書第6条及び第7条に基づき、甲及び乙が共同で設置した水道施設(以下「共同施設」という。)の運営管理及び水道水の処理に關して、次の協定を締結する。

(水道施設)

第1条 甲は、共同施設の運営管理を行うものとする。
第2条 共同施設の外、乙の水道水の処理に使用させる甲の水道施設は、別に施設するものとする。

(処理水量)

第2条 処理水量は、一日最大8,333立方メートルとする。
ただし、事故等により処理水量に不足が生じると見込まれる場合には、別に協議するものとする。

(計 量)

第3条 処理水量は、乙が設けた量水器により毎月計量する。

(運営管理に要する経費)

第4条 共同施設の運営管理及び水道水の処理に係る経費のうち、乙の負担する経費は、甲、乙協議して別に算定した額とする。

第2条 乙は、甲の請求により、前項の定める額の4分の1の金額を、それぞれ4月、7月、10月、1月の25日までに支払うものとする。

第3条 協定期間中に、甲の定める予算に変更があり、第1項に定めた額に変更がある場合の支払時期は、甲、乙協議するものとする。

第4条 甲は、年度終了後第1項に定めた額の精算を行い、乙に通知するものとする。

(期 間)

第5条 甲が運営管理にあたる期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

(協定外の事項)

第6条 この協定に定めのない事項は、甲の条例等に基づき、これによれない場合は、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年4月1日

甲 旭川市水道事業管理者 山本

乙 鷹栖町長 佐藤



付 属 協 定 書

旭川市水道事業管理者 山本博 (以下「甲」という。)と、鷹栖町長 佐藤柳雄 (以下「乙」という。)は、協定書第3条及び第4条に基づき、次のとおり協定する。

(計 量)

第1条 乙は、一年間の処理水量を、別紙鷹栖町処理水量報告書により、甲に報告するものとする。
第2条 乙は、毎月末に計量した処理水量を翌月の5日までに、甲に報告するものとする。

(運営管理に要する経費)

第2条 運営管理に要する経費について、甲、乙協議して定めた額は、48,685千円とする。
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は2,318千円である。

この付属協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年4月1日

甲 旭川市水道事業管理者 山本

乙 鷹栖町長 佐藤



基本協定書

旭川市水道事業管理者三上寛（以下「甲」という。）と鷹栖町水道事業管理者鷹栖町長小林勝彦（以下「乙」という。）は、甲が乙の水道を処理するため次の協定を締結する。

（施設の設置）

第1条 甲及び乙は、旭川市末鷹栖浄水場に関する水道施設を共同して設置するものとする。

第2条 前項の施設は、取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設とし、甲、乙協議して施設の内容を変更できるものとする。

（施設の設置場所）

第2条 前条に定める施設は旭川市末広東2条7丁目、旭川市末広7条9丁目、及び施設を設置するために取得する土地の所在地に設置するものとする。

（施設設置工事の施工時期）

第3条 第1条に定める施設設置工事の施工時期は甲が別に定めるものとする。

（負担割合）

第4条 旭川市第4期及び第5期拡張計画にあわせて実施する事業費の負担割合は、別表1に定めるところによるものとし、これ以外の事業費の負担割合は別表2に定めるところによるものとする。

（工事実施の委託）

第5条 施設の設置工事は、乙の負担すべき部分の工事を、乙は甲にその施行を委託するものとする。

第2条 前項の委託の内容、費用の支払方法その他必要な事項は、甲、乙協議して別に定める。

（施設の運営管理）

第6条 完成した施設の運営管理は、甲、乙協議して別に定めるものとする。

（本協定以外の施設の利用）

第7条 甲は、乙の水道を処理するにあたり、乙が必要とする施設完成時まで甲固有の水道施設を別に定めるところにより甲の事業計画に支障のない範囲で利用させることができるものとする。

（協定外の事項等）

第8条 この協定に関し定めがない事項、又はこの協定の内容を変更する必要があるときは、その都度甲、乙協議して決定するものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し甲、乙記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和68年 4月 1日



甲 旭川市水道事業管理者

三 上



乙 鷹栖町水道事業管理者

鷹栖町長 小林 勝

協 議 書

中札内村道管畑地帯総合土地改良事業及び簡易水道事業と更別村道管管糞用水事業並びに簡易水道事業を共同で中札内村に下記の水道施設を設けし、それぞれの事業目的のため給水することについて中札内村と更別村との間に次のとおり協議を締結する。

記

一 使用目的

中札内村と更別村が前記の事業目的に沿い給水を行うため。

二 公の施設の種別

中札内村と更別村が共有して使用する施設。

取水施設、導送水施設、浄水施設

三 共有施設の管理主体

中札内村

四 経費の負担

(一) 全事業完成後の共有施設の維持管理に要する経費は計画水費割とする。

(二) 共有施設の管理については更別村が別に共有施設維持管理費総額の五割を負担する。

(三) 全事業完成までの共有施設の維持管理に要する経費は使用水費割とする。

五 その他

(一) この協議書以外の事項については、中札内村と更別村において協議のうえ処理するものとする。

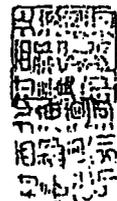
(二) この協議書は中札内村、更別村両議会の議決を経て効力を発生する。

(三) 中札内村、更別村は本協議書が議会の議決を了したときは、その旨を証する書類を取りかわし本協議書に締結の捺印を行い、おのおのその一通を保管する。

昭和四十七年六月二十九日

河西郡中札内村長 太田 一

河西郡更別村長 遠藤 健





共同事業の事業概要と水量比

項目	地区名	1. 中札内地区	2. 中札内地区	3. 更別地区	4. 更別地区
事業概要	中札内地区	道管地帯総合土地改良 中和 昭和 46 年度 S 46 ~ 51 184 戸	道管内 中和 昭和 47 年度 S 47 ~ 48 2,500 人	道管更別 中和 昭和 47 年度 S 47 ~ 50 271 戸	道管更別 中和 昭和 47 年度 S 47 ~ 48 2,240 人
畜産	乳牛頭数	成牛 2,477 仔牛 506 育成牛 504 鶏 248,000 豚 5,000	乳牛頭数 成牛 4,500 仔牛 969 育成牛 861	乳牛頭数 成牛 4,500 仔牛 969 育成牛 861	乳牛頭数 成牛 4,500 仔牛 969 育成牛 861
用水	用水量	成牛 2,477 X 150 = 371,550 仔牛 1,010 X 50 = 50,500 鶏 248,000 X 0.2 = 49,600 豚 5,000 X 20 = 100,000 571,650 X 125 = 714,562 / 日 714,562 X 150 = 1,071,843 / 日 = 1241 / 日	成牛 4,500 X 150 = 675,000 仔牛 1,830 X 50 = 91,500 766,500 X 125 = 958,125 / 日 958,125 X 150 = 1,437,187 / 日 = 1665 / 日	成牛 4,500 X 150 = 675,000 仔牛 1,830 X 50 = 91,500 766,500 X 125 = 958,125 / 日 958,125 X 150 = 1,437,187 / 日 = 1665 / 日	人口 2,240 X 150 = 336,000 加算水量 計 58,500 394,500 / 日 4.56 / 日
日平均給水量	給水量	1,071,843 X 1.1 = 1,179,027 = 13.65 / 日	443,000 X 1.1 = 487,300 x = 5.64 / 日	1,437,187 X 1.1 = 1,580,905 = 18.29 / 日	394,500 X 1.1 = 433,950 = 5.02 / 日
計画取水量	水量比	12.41 / 58.73 = 0.211 (32.04%) 32.04 + 13.25 = 45.29%	5.13 / 58.73 = 0.1325 (13.25%) 計 45.29%	16.63 / 38.73 = 0.4294 (42.94%) 42.94 + 11.77 = 54.71%	4.56 / 38.73 = 0.1177 (11.77%) 計 54.71%

新宮町立花第二配水池施設建設及び管理運営に関する基本協定書

新宮町長 中野 昌昭（以下「甲」という。）と古賀市長 中村 隆象（以下「乙」という。）とは、新宮町立花第二配水池施設（以下「配水池」という。）の建設に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 甲、乙は、配水池を建設し、緊急時の応援等で水の融通性を図り安定供給を目的とする。

（配水池施設の施行）

第2条 甲は、粕屋郡新宮町大字三代地内における配水池施設の建設に関する工事（付帯工事を含む。以下「この工事」という。）を施行するものとする。

2 前項の実施について必要な事項は、甲、乙の協議により決定するものとする。

（基本計画）

第3条 この工事の基本計画は別紙1のとおりとする。

（費用負担）

第4条 「新宮町立花第二配水池」の設置に要する負担については、甲39.1%、乙60.9%の負担割合とする。

（配水池施設の持分）

第5条 完成した配水池（施設を設置するため取得した土地を含む。以下同じ。）は、甲の所有とし、負担割合に応じて、乙が配水池使用権を有するものとする。

2 配水池使用権は、固定資産の耐用年数である60年とする。

（配水池施設の管理）

第6条 この工事の完成後における配水池の管理は、甲が行うものとする。

2 前項に規定する管理に関し必要な経費は、甲、乙の協議により決定するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めがない事項または、双方に異議が生じたときは、その都度甲、乙協議により決定するものとする。

（その他）

第8条 この協定書の履行について、必要な細部にわたる事項については、別途覚書を締結するものとする。

（協定の成立）

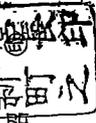
第9条 この協定に関し、甲、乙の議会において議決を必要とするときは、当該議決がなされたときに成立するものとする。



この協定締結の証として本書2通を作成し甲、乙、記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成12年3月6日

福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号



甲、新宮町長 中野 昌昭

福岡県古賀市駅東一丁目1番1号



乙、古賀市長 中村 隆象



1. 新宮町立花第二配水池施設建設工事基本計画

(1) 施設能力 (配水池容量)

(1.2 時間滞留)

区分	容量
新宮町	1,800 m ³
古賀市	2,800 m ³
計	4,600 m ³

(2) 施設

種別	内容
配水池	容量: 4,600 m ³
電気計装	一式
追塩設備	一式

新宮町立花第二配水池施設の維持管理に関する覚書

新宮町長 中野昌昭（以下「甲」という。）と古賀市長 中村隆象（以下「乙」という。）は、平成12年3月6日に甲、乙間において締結した「新宮町立花第二配水池施設建設及び管理運営に関する基本協定書」（以下「協定書」という。）第8条に基づき、甲、乙共同で建設した新宮町立花第二配水池施設（以下「共同施設」という。）の維持管理について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、共同施設の使用に関わる管理について、必要な事項を定めるものとする。

（共同施設の管理）

第2条 乙は、共同施設の管理について、水道法（昭和32年法律第177号）第24条の3及び第31条の規定により甲に委託し、甲が共同施設を管理する。

2 前項にいう「共同施設の管理」とは、共同施設の操作運転業務及び維持管理に必要な業務とする。ただし、別紙「責任分解点を示す図」より配水池流出管第一仕切弁から先の配水管、追加塩素設備及び電気計装設備は、共同施設から除外し、甲、乙各々の責任において維持管理を行うものとする。

（管理の実施）

第3条 共同施設の実施については、甲は乙と協議のうち、甲、乙の関連する諸規程及びその他の関係法令（以下「法令等」という。）を定めることにより行うものとする。

（経費の負担）

第4条 共同施設の管理に要する経費については、別紙「管理費の負担割合」により、甲、乙それぞれ負担するものとする。

2 共同施設の管理に要する経費の額、乙の支払方法等の細目については、甲、乙協議のうち、別に定める。

（受託水道業務技術管理者）

第5条 第2条第1項の規定による乙から甲への共同施設の管理に関する委託における受託水道業務技術管理者は、甲の水道技術管理者とする。

（受託水道業務技術管理者の所掌事務）

第6条 受託水道業務技術管理者は、水道法に定める水質基準を満足する水道水の供給を確保するために必要な事務を自ら実施又は監督しなればならない。

2 受託水道業務技術管理者の水道管理についての所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 定期及び臨時の水質検査に関する事務

(2) 共同施設において業務に従事する者に対する定期及び臨時の健康診断に関する事務

(3) 共同施設の管理に関し、消毒その他衛生上必要な措置に関する事務

(4) 共同施設に係る必要な資産の維持管理及び運営に関する事務

(5) 共同施設の建設改良工事に関する事務

(6) その他法令等に定める事務

（覚書の有効期間）

第7条 この覚書は、共同施設が存続する間は継続するものとする。

2 前項の規定に関らず、この覚書を解除する必要がある場合は、甲、乙協議のうえ解除することができる。

（その他）

第8条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうち、各1通を保有する。

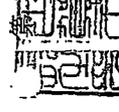
平成15年4月1日

甲

福岡県糟屋郡新宮町緑新宮町長 中野昌昭

乙

福岡県古賀市駅東一古賀市長 中村隆象



確 認 書

共同配水池に係る古賀市電気料負担金の算出方法

新宮町（以下「甲」という。）と古賀市（以下「乙」という。）とは、平成15年4月1日に締結した「新宮町立花第二配水池施設の維持管理に関する覚書」第4条第1項別紙「管理費の負担割合」の單獨部の電気料金の負担方法について、次のとおり確認する。

第1条 乙は、甲が維持管理する業注室及び電気室等の電力料金のうち、乙に係る電力料金の負担金（以下「負担金」という。）を甲に支払うものとする。

第2条 甲は、第1条で定める負担金を年2回（9月、3月）請求するものとする。

第3条 乙は、甲の発行する納入請求書により、納入期限までに甲の指定する金融機関に納入するものとする。

第4条 各月の電気料金の算出方法は基本料金と従量料金の合計額とする。基本料金は九州電力が請求してきた基本料金に、立花浄水場全体に対する古賀市の施設の電圧の負荷率を乗じた額とする。また従量料金は、九州電力が請求してきた電力料金に、立花浄水場全体の使用量を古賀市施設の使用量で割った率を乗じた額とする。

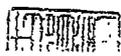
第5条 この確認書に定めがない事項又は内容を変更する必要があるときは、甲、乙協議して決定するものとする。

平成15年 4 月 1 日

甲 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号
 新宮町長 中野 昌昭

乙 福岡県古賀市駅東一丁目1番1号
 古賀市長 中村 隆

1. 各月の算出方法



古賀市小メーター使用量 (各月) KW・・・①
 立花浄水場大メーター使用量 (各月) KW・・・②

・基本料金 基本料金円 - 力率修正額 ……③
 1. 75 KW (古賀市の負荷) =
 ③ × 70 KW (浄水場全体の負荷) = 円・・・④

・従量料金 電力料金 - 燃料費調整額 ……⑤
 ① KW (古賀市使用量) =
 ⑤ × ② KW (立花浄水場使用量) = 円・・・⑥

2. 各月の電気料金 (④+⑥) × 1.05 = 円

